

# 第二十四回国会 地方行政委員会議録 第十号

(一七四)

昭和三十一年二月二十二日(水曜日)

午後二時十四分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 亀山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 永田 光一君 理事 吉田 重延君

理事 中井徳次郎君

青木 正君 唐澤 俊樹君

木崎 茂男君 横内 義雄君

難尾 弘吉君 丹羽 兵助君

森 清君 山中 貞則君

加賀田 蓬君 川村 繼義君

五島 虎雄君 櫻井 奎夫君

西村 彰一君 門司 亮君

出席国務大臣 太田 正孝君

出席政府委員 後藤 博君

総理府事務官(自) 奥野 誠亮君

同(永田亮一君紹介)(第六九四号)

同(古井喜實君紹介)(第七七八号)

同(平野三郎君紹介)(第七三三号)

同(坂田道太郎君紹介)(第七七五号)

同(植木庚子郎君紹介)(第七七六号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第七七七号)

同(五島虎雄君紹介)(第七八〇号)

同(小澤佐重喜君、西村榮一君及び中

村英男君が議長の指名で委員に選任

された。

同日

委員中村英男君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として中村高一君及び北山愛郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員北山愛郎君及び中村高一君辞任

につき、その補欠として久保田鶴松君及び西村力弥君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十一日

(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案

同月二十一日

市町村職員共済組合法の一部改正に

関する請願(熊谷憲一君紹介)(第六

九二号)

同外二件(吉田重延君紹介)(第七

四号)

公衆浴場業に対する固定資産税軽減

に関する請願(五島虎雄君紹介)(第六

九三号)

六九三号)

・請願外一件(田中伊三次君紹介)(第七三四号)

・公給領収証の交付制度廃止等に関する請願(田中伊三次君紹介)(第七三五号)

同(田中伊三次君外一名紹介)(第七

五六号)

同(大矢委員長)

これより会議を開きます

地方税法の一部を改正する法律案

三六号)

軽油引取税の設定反対に関する請願

(五島虎雄君紹介)(第七八三号)

の審査を本委員会に付託された。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第二款 徴収(第八十六条、第九十八条)」を「第二款 賦課及び徵

収(第八十六条、第九十八条)」に「第九節 市町村法定外普通税(第六百六十九条、第七百一条)」を「第九節 市町村法定外普通税(第六百六十九条、第七百一条)」に改める。

百九十九条の三に、「第四章 目的税(第七百二条、第七百三十三条)」を

「第四章 目的税(第七百二条、第七百三十三条)」を

目次中「第二款 徴収(第八十六条、第九十八条)」を「第二款 賦課及び徵

収(第八十六条、第九十八条)」に「第九節 市町村法定外普通税(第六百六十九条、第七百一条)」を「第九節 市町村法定外普通税(第六百六十九条、第七百一条)」に改める。

五百九十九条の三に、「第四章 目的税(第七百二条、第七百三十三条)」を

「第四章 目的税(第七百二条、第七百三十三条)」を

五百九十九条の三に、「第四章 目的税(第七百二条、第七百三十三条)」を

「第四章 目的税(第七百二条、第七百三十三条)」を

五百九十九条の三に、「第四章 目的税(第七百二条、第七百三十三条)」を

市町村民税に係る地方団体の徵収  
金又は市町村が第四十一条第一項  
の規定により当該市町村の個人の  
市町村民税とあわせて徵収した個  
人の道府県民税に係る地方団体の  
徵収金で納税者又は特別徵収義務  
者の過納又は誤納に係るものがあ  
るときは、道府県又は市町村は、  
當該過納又は誤納に係る地方団体  
の徵収金をそれぞれ当該道府県又  
は市町村の地方団体の徵収金とみ  
なして、それぞれ当該納税者又は  
特別徵収義務者の未納に係る道府  
県又は市町村の地方団体の徵収金  
に充当することができる。

派遣委員より報告聴取  
地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六九号)

○大矢委員長 これより会議を開きます

地方税法の一部を改正する法律案

の説明を聴取いたします。太田国務大臣

昭和三十一年二月二十二日(水曜日)

午後二時十四分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 亀山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 永田 光一君 理事 吉田 重延君

理事 中井徳次郎君

青木 正君 唐澤 俊樹君

木崎 茂男君 横内 義雄君

難尾 弘吉君 丹羽 兵助君

森 清君 山中 貞則君

加賀田 蓬君 川村 繼義君

五島 虎雄君 横井 奎夫君

西村 彰一君 門司 亮君

出席国務大臣 太田 正孝君

出席政府委員 後藤 博君

総理府事務官(自) 奥野 誠亮君

治財政部長(自) 後藤 博君

総理府事務官(自) 奥野 誠亮君

同(永田亮一君紹介)(第六九四号)

同(古井喜實君紹介)(第七七八号)

同(平野三郎君紹介)(第七三三号)

同(坂田道太郎君紹介)(第七七五号)

同(植木庚子郎君紹介)(第七七六号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第七七七号)

同(五島虎雄君紹介)(第七八〇号)

同(小澤佐重喜君、西村榮一君及び中

村英男君が議長の指名で委員に選任

された。

同日

委員中村英男君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として中村高一君及び北山愛郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員北山愛郎君及び中村高一君辞任

第四十七条第一項第三号中「還付」を「還付し、又は充當」に改め、同項第四号中「還付した」を「還付し、又は充當した」に改め、「還付加算金」の下に「又は充當加算金」を加える。

第五十二条第三項並びに第五十三条第一項、第二項及び第六項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第七十二条第三項を削り、第三条第一項、第二項及び第六項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第七十二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第七十二条の十三第一項中「第二項若しくは第三項」を「次項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第七十二条の十四第六項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

第七十二条の二十九第一項中「第二項」を「第二項」に改める。第七十二条の十三第五項を「第七十二条第六項」を「第七十二条第五項」に改める。第七十三条第四号を次のように改める。

四 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。

第七十八条を削り、第七十七条第三項中「前条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同条を第七十八条とし、第七十六条の次に次の二条を加える。

(娛樂施設利用税の非課税)  
第七十七条 道府県は、学校教育法第一条に規定する学校の学生、生徒、児童又は幼児がスケート場の施設を利用する場合においては、

当該利用に対しては、娛樂施設利用税を課することができない。

第八十一条及び第八十三条第一項中「申告納付すべき納稅義務者」を「娛樂施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納稅義務者」に改める。  
(第二款 徵収)を「第二款 賦課及び徵収」に改める。

第八十六条ただし書を次のように改める。

ただし、第七十六条第二項の規定によつて娛樂施設利用税を課する場合における徵収は申告納付の方法によるものとし、同条第三項の規定によつて娛樂施設利用税を課する場合その他の必要がある場合における徵収は申告納付又は普通徵収の方法によることができる。  
第九十一条中「納稅者」を「申告納稅者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(娛樂施設利用税の普通徵収)  
第九十一条の二 娛樂施設利用税を普通徵収の方法によつて徵収する場合においては、当該道府県の条例の定めるところにより、各月ごとに、納期を定めて徵収するものとする。

第七十七条の二十九第一項中「第二項」を「第二項」に改める。第七十二条の十三第五項を「第七十二条第六項」を「第七十二条第五項」に改める。第七十三条第四号を次のように改める。

四 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。

2 前項の場合において、普通徵収の方法によつて徵収される娛樂施設利用税を納付すべき納稅者(納稅者)といふ。以下娛樂施設利用税について同じ。に交付すべき徵稅令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納稅者に交付しなければならない。

3 前項の規定による異議の申立てをすることができる。  
3 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

4 前二項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、そめの申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てた者に交付しなければならない。

6 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便遞送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第二項の規定による異議の申立ては、過料の徵収は、停止しない。

9 第九十二条第二項中「前条」を「第九十二条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十三条中「又は納稅者」を「申告納稅者又は納稅者」に改める。

第九十四条第二項から第四項まで及び第九十五条第三項中「納稅者」を「申告納稅者」に改める。

下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

3 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならぬ。

4 前二項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、そめの申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てた者に交付しなければならない。

6 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便遞送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第二項の規定による異議の申立ては、過料の徵収は、停止しない。

9 第九十二条第二項中「前条」を「第九十二条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十三条中「又は納稅者」を「申告納稅者又は納稅者」に改める。

第九十四条第二項から第四項まで及び第九十五条第三項中「納稅者」を「申告納稅者」に改める。

第九十六条の見出し中「又は申告納付」を「申告納付し、又は納付」に改め、同条中「又は納稅者」を「申告納稅者又は納稅者」に、「又は第九十条」を「第九十一条」を、「第九十一条又は第九十二条」に改める。

第九十七条第三項及び第四項並びに第九十八条第一項、第二項及び第四項中「納稅者」を「申告納稅者」に改める。

第九十九条の見出しを「(違法又は錯誤に係る娛樂施設利用税の更正、決定等の救済)」に改め、同条第八項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「通知」を「第一項」の通知又は第二項の通知を「第一項」の通知又は第二項の徵稅令書の交付に、「又は納稅者」を「申告納稅者又は納稅者」に、「通知を受けた日とする」を「通知を受けた日とする」を「通知又は徵稅令書の交付を受けた日とする」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二条を加える。

2 娛樂施設利用税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徵稅令書の交付を受けた日から二十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

第五十五条の五 道府県は、娛樂施設利用税の納稅者が第九十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がないで申告又は報告しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する。

第九十三条中「又は納稅者」を「申告納稅者又は納稅者」に改める。

第九十四条第二項から第四項まで及び第九十五条第三項中「納稅者」を「申告納稅者」に改める。

第九十六条の見出し中「又は申告納付」を「申告納付し、又は納付」に改め、同条中「又は納稅者」を「申告納稅者又は納稅者」に、「又は第九十条」を「第九十一条」を、「第九十一条又は第九十二条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

頂及び第二項中「又は納稅者」を、申告納稅者又は納稅者に改め、同条第三項中「又は納稅者」を「申告納稅者」を、「申告納稅者若しくは納稅者」を、「申告納稅者若しくは納稅者」に改める。  
〔並びにその他の利用行為〕を加える。  
第一百五条中「又は納稅者」を「申告納稅者又は納稅者」に改める。  
第一百四条の二中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。  
第一百二十二条の次に次の二条を加える。  
  
(遊興飲食税に係る徴収猶予)  
第一百二十二条の二 道府県知事は、第十六条の二の規定による場合のほか、遊興飲食税の特別徴収義務者が料金及び遊興飲食税の全部又は一部を当該道府県の条例で定める納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができる限りと認められる金額を限度として、三月以内の期間を限度として徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない。  
2 第一百六条の三(第二項を除く。)  
及び第十六条の四の規定は、道府県知事が前項の規定によつて徴収猶予をする場合について適用する。この場合において、第十六条の三第一項中「前条第一項」とあるのは

〔第百二十二条の二第一項〕と、同条第四項中「前条」とあるのは「第一百二十二条の二第一項」と、あるのは「第一百二十二条の二第一項」と、第六条の四第一項各号列記以外の部分中及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「第百二十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴収猶予をした期間に応する部分の金額を免除するものとする。

(遊興飲食税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

百二十二条の三 道府県知事は、遊興飲食税の特別徴収義務者が料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した遊興飲食税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その遊興飲食税額がすでに納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その遊興飲食税額がまだ納入されていないとときはその納入の義務を免除するものとする。

道府県知事は、前項の規定による申請を受理した場合においては、同項に規定する措置を採るかどうか

3 特別徵収義務者は、前項の規定による通知に係る措置に不服がある場合にあつては当該期間が経過した日から、それぞれ三十日以内に道府県知事に異議の中立をすることができる。

4 前項の規定による異議の中立は、文書をもつてしなければならない。

5 第三項の規定による異議の中立に対する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から三十日内にしなければならない。

6 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てを受けた者に交付しなければならない。

7 異議の申立てに関する書類を郵便通送の日数は、第三項の期間に算入しない。

8 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。第一百二十四条第三項中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。

9 第百四十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 自動車の売買があつた場合において売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、当該自動車

<p>第三百四十七条第一項第二号及び第三号を次のように改める。</p> <p>二 ト ラ ッ ク</p> <p>三 パ 斯</p> <p>主として觀光貸切用のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業用</th><th>年額</th><th>一万四千円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用</td><td>年額</td><td>一万五千円</td></tr> </tbody> </table> <p>その他の年額 三万円</p> <p>三百五十条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。</p> <p>三 第一項の賦課期日後に自動車の用途等の変更により適用すべききま動車税の税率に異動があつた場合においては、当該自動車に対する自動車税の納稅義務者には、その異動があつた月までは異動前の自動車税の税率により、その異動があつた月の翌月からは異動後の自動車税の税率により、それぞれ計算額をもつて算定した額の合計額により自動車税を課する。</p> <p>第二百九十四条第四号を次のように改める。</p> <p>四 市町村内に寮等を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの</p> <p>第三百三条第一項中「事務所若しくは事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改め、</p> <p>くは寮等」に改める。</p>	営業用	年額	一万四千円	自家用	年額	一万五千円
営業用	年額	一万四千円				
自家用	年額	一万五千円				

〔第二百二十二条の三第一項〕  
〔以下本条において「給与所得者」といふ。〕を〔支給期間が一月をこえる期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他に類する理由があることにより特別徴収の方法によつて徴収する者が著しく困難であると認められる者を除く。以下本条において「給所得者」といふ。〕に改める。

第三百二十二条の八第一項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に、「法人税割額について」を「市町村民税額について」に改め、同条第三項中「法人税割」を「法人の市町村民税」に改め、同条第三項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第三百二十二条の十二第二項中「第三百二十二条の八第一項又は第二項」を「第三百二十二条の八第一項、しくは第二項又は第六項」に改める。

第三百二十七条第一項中「第三百四十三条第五項中「農地法第九条の規定によつて国が買収した農地(農地法施行法(昭和二十七年法律第七百四十六条)第四十六条第七項)を「第四十四条第七項」に改める。

〔第二百二十二条第四項中「事務所は事業所」を「事務所、事業所又は等」に改める。

(律第二百三十号) 第五条第一項の規定によつて農地法第九条の規定により國が買取したものとみなされる農地を含む。」を「農地法第七十八条第一項の規定によつて農林大臣が管理する土地」に、「当該農地」を「当該土地又は農地」に改め、「使用者」の下に「農地法第六十八条第一項及び第二項本文の規定によつて土地を使用する使用者を除く。」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「日本放送協会、」を削り、同条同項第十七号を削る。

第三百四十九条の三の見出し中「課税標準」を「課税標準等」に改め、同条に次の二項を加える。

8 日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

この場合において、当該固定資産税に係る償却資産は、第三百四一条第四号の規定にかかわらず、同号の償却資産で放送法第四十条第一項の財産目録に登録されるべきものとする。

第三百六十四条に次の二項を加える。

4 市町村は、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納稅者に係る都市計画税をあわせて賦課し、及び徴収することができる。

第三百八十九条第一項第二号中「鉄道若しくは軌道又は発電、送電若しくは配電用施設その他二以上の

市町村にわたつて所在する固定資産で「鉄道、軌道、発電、送電若しくは配電の用に供する固定資産又は二以上の市町村にわたつて所在する固定資産で」に改める。

第四百十八条中「価格等を決定した場合」の下に又は第三百八十九条第二項の規定によつて固定資産の価格等を登録した場合」を加える。

第四百八十九条第五項中「地方鐵道法又は「日本国有鐵道又は地方鐵道法若しくは」に、「地方鐵道業者又は」を「地方鐵道業者若しくは」に改め、同条に次の二項を加える。

第七百条の二 軽油引取税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

一 軽油 摩氏十五度において〇・八〇一七をこえ、〇・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水素油をい、政令で定める規格の炭化水素油を含まないものとする。

二 元売業者 軽油その他の石油製品の精製業者又は輸入業者その他これらに準ずる者のうち軽油その他の石油製品を販売することを業とするもので自治府長官が指定するものをいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販売契約に基いて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者をいう。

四 営業所 特約業者又は元売業者の事務所又は事業所で当該特約業者又は元売業者が販売契約に基いて引渡を行う軽油その他の石油製品を直接管理する場所をい。

二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費量は、その混和により生じたものを前項第一号の軽油とみなす。

(軽油引取税)

第一節 輕油引取税

第一款 通則

2 輕油引取税の課税義務者等

第七百条の三 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取(特約業者の元売業者からの引取及び元売業者の他の元売業者又は特約業者からの引取を除く。)に對し、容量を課税標準として、当該特約業者又は元売業者の営業所所在の道府県において、その引取を行う者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

一 軽油 摩氏十五度において〇・八〇一七をこえ、〇・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水素油をい、政令で定める規格の炭化水素油を含まないものとする。

二 元売業者 軽油その他の石油製品の精製業者又は輸入業者その他これらに準ずる者のうち軽油その他の石油製品を販売することを業とするもので自治府長官が指定するものをいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販売契約に基いて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者をい。

四 営業所 特約業者又は元売業者の事務所又は事業所(事務所又は事業所がない者にあつては、住所)以下同じ)所在の道府県において、第三号又は第四号の場合にあつては当該消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所(事務所又は事業所がない者にあつては、住所)以下同じ)所在の道府県において、第三号又は第四号の場合にあつては当該消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所(事務所又は事業所がない者にあつては、住所)以下同じ)所在の道府県において、第五号の場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について前項の承認のなかつた軽油を譲り受けたものとする。

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、政令で定めることにより、あらかじめ当該軽油に係る免稅証を交付した道府県知事にその旨を届け出、その承認を受けなければならぬ。

4 何人も、譲渡について前項の承認のなかつた軽油を譲り受けたものとしない。

(軽油引取税の課税免除)

第五節 輕油引取税の課税免除

第七百条の五 道府県は、次の各号に掲げる軽油の引取に對しては、その道府県知事の承認があつた場合

に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 軽油の引取で本邦からの輸出として行われたもの

二 特約業者からの引取で当該特約業者が他の特約業者から引取を行つた軽油に係るもの

三 前号に掲げるもののほか、すでに引取について軽油引取税を課された軽油に係る引取

第七百条の六 道府県は、次の各号に掲げる軽油の引取に対しては、第七百条の十五第一項の規定による免税証の交付があつた場合及び第七百条の二十二第四項又は第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

第七百条の七 軽油引取税の税率は、軽油一キロリットルにつき、六千円とする。

（軽油引取税の税率）  
第七百条の八 道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿類その他の物を検査することができる。

一 特別徴収義務者

二 納稅義務者又は納稅義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該軽油引取税の賦課徴収に關係があると認められるもの

五 前項の場合においては、当該徴税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の容量を見本品として採取することができること。

第六百条の十一 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

八 第一項の定めるところによる。

五 第一項又は第二項に規定する当該徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪）

第六百条の九 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿類その他の物件の検査又は同様第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿類を虚偽の記載をしたものを持続した者

三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該軽油引取税の賦課徴収に關係があると認められるもの

五 前項の場合においては、当該徴税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の容量を見本品として採取することができること。

第六百条の十二 前条第一項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、その特別徴収すべき軽油引取税に係る営業所ごとに、当該営業所における軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を道府県知事に申請しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第七百条の十三 前項の登録の申請を受理した場合には、そ

の申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

第七百条の十四 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（軽油引取税の納入）

第六百条の十五 徴収された軽油引取税の納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第七百条の十六 前項の登録の申請を受理した場合には、そ

の申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

第七百条の十七 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

規定期に準じて納入申告書を提出しなければならない。

（軽油引取税の納入）

第六百条の十八 第二項の規定によつて納入した

納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対する求償権を有する。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第七百条の十九 前項の登録の申請を受理した場合には、そ

の申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

第七百条の二十 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（軽油引取税の納入）

第六百条の二十一 第二項の規定によつて納入した

納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対する求償権を有する。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第六百条の二十二 前項の登録の申請を受理した場合には、そ

の申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

第六百条の二十三 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（軽油引取税の納入）

第六百条の二十四 第二項の規定によつて納入した

納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対する求償権を有する。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第六百条の二十五 前項の登録の申請を受理した場合には、そ

の申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

第六百条の二十六 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（軽油引取税の納入）

第六百条の二十七 第二項の規定によつて納入した

納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対する求償権を有する。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第六百条の二十八 前項の登録の申請を受理した場合には、そ

の申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

第六百条の二十九 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（軽油引取税の納入）

第六百条の三十 第二項の規定によつて納入した

納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対する求償権を有する。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第六百条の三十一 前項の登録の申請を受理した場合には、そ

の申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

第六百条の三十二 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（軽油引取税の納入）

第六百条の三十三 第二項の規定によつて納入した

納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対する求償権を有する。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第六百条の三十四 前項の登録の申請を受理した場合には、そ

の申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

第六百条の三十五 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元完

業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（軽油引取税の納入）

第六百条の三十六 第二項の規定によつて納入した

納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対する求償権を有する。

三 農業又は林業を営む者が軽油の引取による推進機関の動力源に供する軽油の引取

四 農業又は林業を営む者が軽油の引取による推進機関の動力源に供する軽油の引取

五 陶磁器製造業その他の政令で定める事業を営む者が陶磁器の

4 第二項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

5 第二項の証票の交付を受けた者は、営業所における軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を道府県知事に返さなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第七百条の十三 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による登録の申請をしなかつた者

二 前条第三項から第五項までの規定の一に違反した者

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第七百条の十四 第七百条の十ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納稅者(納稅者)といふ。

第七百条の十五 第七百条の六各号に掲げる用途に供するため、同条の規定によつてその引取について

軽油引取税を課さないこととされ

る軽油(以下「免稅軽油」といふ)により、免稅軽油の數量、免稅軽

油の引取を行おうとする販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載するものし、そ

の様式は、総理府令で定める。

4 免稅軽油の引取は、免稅証に記載された販売業者から行うものと

する。ただし、船舶の使用者等が

その他当該道府県の条例で定められた事項を記載した申告書を當該事業所所在地の道府県知事に提出すること。

2 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免稅軽油使用者が引取を行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適當なものであると認めたときは、免稅証を交付しなければならない。免稅証には、免稅軽油の数量、有効期間並びに免稅軽油使用者が申請書に記載した販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載するものし、その様式は、総理府令で定める。

3 免稅軽油の引取は、免稅証に記載された販売業者から行うものと

する。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取を行なう必要が生じたこととその他の理由がある場合においては、免稅軽油使用者は、引取を行なう販売業者の事務所又は事業所所在の道府県の条例の定めるところにより、他の販売業者から免稅軽油の引取を行なうことができる。

4 免稅軽油使用者が免稅証を軽油引取税の特別徴収義務者である者に提出し、免稅軽油の引取を求めた場合においては、当該免稅軽油使用者に代つて、当該免稅軽油使用者に代つて、当該免稅軽油使用者は、特別の事情により引取税の特別徴収義務者である販売業者に提出して政令で定めるところにより、主たる事務所又は事業所以外の事務所

又は事業所所在地の道府県知事に免稅証の交付を申請することができる。

5 免稅軽油使用者が当該道府県以外の道府県に事務所又は事業所が所在する販売業者から当該免稅軽油の引取を行なうため免稅証の交付を申請したときは、当該道府県知事は、遲滞なく、政令で定めるところにより、当該免稅証に記載された数量その他必要な事項を当該道府県知事以外の道府県知事に通達しなければならない。

(免稅証の譲渡の禁止)

第七百条の十八 免稅証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けとはならない。

(免稅証の譲渡の禁止に関する罪)

第七百条の十六 許諾その他の不正の行為によつて免稅証の交付を受け、免稅軽油の引取を行つた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

第七百条の十九 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前条の規定に違反して免稅証を譲り受け、免稅軽油の引取を行つた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

4 第一項の場合においては、道府県は、当該軽油の引取を軽油引取税の特別徴収義務者からの軽油の引取とみなし、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。この場合における軽油引取税の課税標準量は、第七百条の十一第三項の規定にかかる軽油の販売業者の数量のうち、軽油引取税の特別徴収義務者である販売業者に提出して政令で定めるところにより、主たる事務所又は事業所以外の事務所

は、第二項の場合について準用する。第七百条の二十 第七百条の四第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免稅軽油の譲渡を行つた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(免稅軽油の譲渡に関する罪)

第七百条の二十 第七百条の四第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免稅軽油の譲渡を行つた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第七百条の四第四項の規定に違反して軽油を譲り受けた者も、前項と同様とする。

3 法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(軽油引取税の徴収猶予)

第七百条の二十一 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第七百条の十一第二項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を第七百条の二十一第一項と読み替えるものとする。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴収猶予をした期間に對応する部分の金額を免除するものとする。(軽油を返還した場合及び引取後において免税用途に供した場合における措置)

4 第七百条の六各号に掲げる者が、免税証の交付を受けた後該証に記載された数量をこえる数量の軽油を同条各号に掲げる用途に供する必要が生じたため、軽油引取税の特別徴収義務者から免れた後販売契約の解除により、その引取に係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取に係る軽油の全部又は一部として、二月以内の期間を限度として、その引取を猶予するものとす。

5 第七百条の六各号に掲げる者、免稅証の交付を受けた後該証に記載された数量をこえる数量の軽油を同条各号に掲げる用途に供する必要が生じたため、軽油引取税の特別徴収義務者から免れた後販売契約の解除により、その引取に係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取に係る軽油の全部又は一部として、二月以内の期間を限度として、その引取を猶予するものとす。

6 第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。(帳簿記載義務)

第七百条の二十三 軽油引取税の特別徴収義務者は、その営業所ごとに帳簿を備え、次の各号に掲げる事項をこれに記載しなければならない。

一 引渡を受けた軽油の数量及び引渡を受けた日並びに引渡を受けた相手方の事業所所在地及び氏名又は名称

二 貯蔵している軽油の数量及び引渡を行つた軽油の数量及び

三 引渡を行つた軽油の数量及び

四 前各号に掲げるもののほか、当該道府県の条例で定める事項(帳簿記載の義務違反に関する罪)

第七百条の二十四 前条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものと提示した者

三 前条第一項の規定による自治庁の職員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する前項の違反行為をした場合においては、その行為者罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)

第七百条の二十七 第七百条の十一第二項の規定によつて徵收して納付すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた

軽油引取税の特別徵收義務者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下

下の罰金若しくは料料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 詐偽その他不正の行為によつて第七百条の十四の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免かれた納稅者は、三年以下

の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは料料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3 第一項の納入しなかつた金額又は前項の免かれた税額が百万円をこえる場合においては、情状により当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を

こえる額でその納入しなかつた金額又は免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項又は第二項の罪を犯した者は、刑法第四十八条规定、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関する第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

(軽油引取税に係る納期限の延長)

第七百条の二十八 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、軽油引取税の特別徵收義務者又は納稅者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。ただし、軽油引取税の特別徵收義務者に対する納期限の延長の期間は、三十日をこえることができない。

(軽油引取税の減免)

第七百条の二十九 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において軽油引取税の減免を必要とすると認められる納稅者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、軽油引取税を減免することができる。

(軽油引取税に係る更正及び決定)

第七百条の三十一 道府県の徵稅吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう)以下軽油引取税について同じ)があるときは、同条第十四の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徵收しなければならない。

第七百条の三十二 軽油引取税の特別徵收義務者又は納稅者は、第七百条の十一第二項又は第七百条の三十一道府県の徵稅吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう)以下軽油引取税について同じ)があるときは、同条第十四の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徵收しなければならない。

納入申告書又は第七百条の十四の規定による申告書(以下軽油引取税について「申告書」と総称する)の提出があつた場合において、当該納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、軽油引取税の特別徵收義務者又は納稅者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告し、又は申告すべき課税標準量及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準量又は税額について、調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正することができる。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徵收義務者又は納稅者に通知しなければならない。

(軽油引取税に係る不足金額及びその延滞金の徵收)

第七百条の三十三 申告書の提出期

足金額に第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限(第七百条の二十八の規定による納期限)は第七百条の二十八の規定による納期限(第七百条の二十八の規定による納期限)に応じて、この限りでない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限(第七百条の二十八の規定による納期限)に応じて一日三錢の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 道府県知事は、軽油引取税の特別徵收義務者又は納稅者が第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限までに納入金を納入しなかつたこと又は税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(軽油引取税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百条の三十三 申告書の提出期

限までにその提出があつた場合において、第七百条の三十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤があつたことは、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入し、又は申告納付する軽油引取税に係る延滞金)

第七百条の三十二 軽油引取税の特

別徵收義務者又は納稅者が前条第

二項の規定による更正又は同条第

二項の規定による決定を受けたこ

とについてやむを得ない理由があ

ると認める場合においては、前項

の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入し、又は申

告納付する軽油引取税に係る延滞

金)

第七百条の三十二 軽油引取税の特

別徵收義務者又は納稅者は、第七

百条の十一第二項又は第七百条の

十四の納期限後にその納入金を納

入し、又はその税金を納付する場

合においては、当該納入金額又は

税額に、これらの規定の納期限の

限までにその提出がなかつたこと

について、第二号の場合にあつて

の場合にあつては申告書の提出期

限までにその提出がなかつたこと

について、第一号の場合にあつて

の場合は、申告書の提出期限までにその提

出がなかつたこと及び更正前の納

入申告又は申告に係る課税標準量

又は税額に誤があることについて、第三号又は第四号の場合については申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由がないと認めるときは、当該各号に掲げる税額が千円以上であるときは、その税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内の場合においては百分の十の割合、一月をこえ二ヶ月以内の場合においては百分の二十の割合、三ヶ月をこえる場合においては百分の二十五の割合をそれぞれ乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該納入申告又は申告に係る税額について、その期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において第七百条の三十第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該決定による不足金額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による決定の通知をした日までの期

間

三 第七百条の三十第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定による不足金額について、申告書の提出期限の

3

四 前号の規定に該当する場合に  
おいて第七百条の三十第三項の  
規定による更正があつたときは  
当該更正による不足金額につい  
て、申告書の提出期限の翌日か  
ら同条第四項の規定による更正  
の通知をした日までの期間

2

るべき更正による不足金額が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

前条第二項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する理由があるときは、道府県知

3

仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該納入申告又は申告に係る税額を基礎として計

日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日となる。この場合において、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

とを予知してなされたものでなかつたときは、当該納入申告又は申告に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。  
四 道府県知事は、第一項の規定によつて徵収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徵収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遲滞なく、これを軽油引取税の特別徵収義務者又は納税者に通知しなければならぬい。

額を徴収しなければならない。  
一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、軽油引取税の特別徴収義務者又は納稅者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたる場合に於いては、軽油引取税の特別徴収義務者又は納稅者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を

10 of 10

の特別徵収義務者又は納稅者に通  
知しなければならない。

6

理由をつけて異議の申立てをした者は、  
に交付しなければならない。  
異議の申立てに関する書類を郵便で  
をもつて差し出す場合においては、郵便  
は、郵便通送の日数は、第一項の  
期間に算入しない。

その騒がしい、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた」と。

は重加算金額の決定の救済)  
第七百条の三十五 第七百条の三十  
第四項又は第七百条の三十三第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者

8

裁判所に出訴することができる。  
第一項の規定による異議の申立ては、前項の規定による出訴があつても、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合には、これを停止することができる。

項の  
金の  
軽油  
道府  
係へ  
認め  
止す

出訴することができる。この規定による異議の申立ての規定による出訴があつて、領取税に係る地方団体の徴収は、停止しない。たゞ真知事は、離権に基いて、この請求によつて必要がある場合においては、これを出訴することができる。

する  
定に  
取扱  
収汁  
請求  
場合  
こと

が、停止しない。たゞ、職権に基いて、必要が  
ある出訴があつて、申立てによる異議の立  
ることができる。

止める出るる異とが  
機構つよい

議の申立訴があつた。地方団体ではない。たゞ基いて、て必要がては、こる。

申さるのあがあが、団体の方にい。い。

こが、た体つ立。

定に該当する場合において、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠すべきし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基いて申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎とな

三 前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、軽油引取税の特別徴収義務者又は納稅者が課税標準量の計算の基礎となるべき事實の全部又は一部を隠べいし、又は仮装して申告書を提出したこと。

は重算算定額の決定について違法  
又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した

(軽油引取税に係る督促)  
第四款 督併及び滞納处罚  
第七百条の三十六 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下軽油引取税について同様。)までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合に



る支店・地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の取稅官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徵稅吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、軽油引取税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署の職務を行なう者がその職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七百条の四十五 第七百条の四十

三の場合において、取稅官吏の職務を行なう者は、その所属する道府

県の区域外においても、軽油引取

税に関する犯則事件の調査を行う

ことができる。

第七百条の四十六 第七百条の四十

三の場合において、軽油引取税に

関する犯則事件は、間接国税に關

する犯則事件とする。

第七百条の四十七 第七百条の四十

三の場合において、国税犯則取締

法第十四条第一項の規定による通

告処分によつて納付された金額そ

の他の物品は、当該道府県の収入

とする。

第七百条の四十八 第七百条の四十

三の場合において、国税犯則取締

法第十四条第一項の規定による通

告処分によつて納付された金額そ

の他の物品は、当該道府県の収入

とする。

第七百条の四十九 第七百条の四十

三の場合において、軽油引取税に

関する犯則事件は、間接国税に關

する犯則事件とする。

第七百条の五十 第七百条の四十

三の場合において、第七百条の四十

六の規定によつて間接国税に關

する犯則事件とされる軽油引取税

に關する犯則事件について、国税

犯則取締法第一条第一項の取稅官吏

の職務を行なう第七百条の四十三

の道府県の徵稅吏員の検査を拒

み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。  
2 法人の代行者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。  
(第六款 使途等)  
(軽油引取税の指定市に対する交付)

第七百条の四十九 指定市を包括する道府県(以下「指定府県」といふ)は、總理府令で定めるところにより、當該指定府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相當する額に政令で定める率を乗じて得た額に當該指定市の区域内外に存する道路(一級国道及び二級国道並びに都道府県をいう。以下本条において同じ。)の面積を乗じて得た額に當該指定市の区域内に存する道路(一級国道及び二級国道並びに都道府県をいう。以下本条において同じ。)の面積を當該指定府県の区域内に存する道路の面積で除して得た数を乗じて得た額を當該指定市に対して交付するものとする。

2 前項の道路の面積は、總理府令で定めるところにより、それぞれ當該道路の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、當該道路の幅員による道路の種別、自動車一台当たりの道路の延長その他の事情を參照して、總理府令で定めるところにより、補正することができる。

(軽油引取税等の使途)

第七百条の五十 道府県は當該道府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額(指定府県

にあつては、當該指定府県に納入する場合においては、これと異なる屋に對して都市計画税を課すべき区域は、當該市町村の条例で定められる。

(都市計画税の非課税の範囲)

第七百一条の二 市町村は、国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、これらの組合及び財産区に対しても、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するものほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第四項まで又は第三百五十二条の規定により固定資産税を課することができる土地又は家屋に対することはできない土地又は家屋に対することはできない。固定資産税を課することは、都市計画税を課することができない。

(都市計画税の税率)

第七百一条の三 都市計画税の税率は、百分の〇・二をこえることができない。

(都市計画税の納稅管理人)

第七百一条の四 第三百五十五条の規定により市町村長に申告された固定資産税の納稅管理人は、當該納稅義務者に係る都市計画税の納稅管理人として、納稅に関する一切の事項を處理しなければならない。

2 都市計画税の賦課徵收に関する異議の申立及び出訴については、固定資産税の賦課徵收に関する異議の申立及び出訴の例によるものとする。

3 都市計画税の納稅義務者は、都市計画税に係る地方團體の徵收金を、固定資產税に係る地方團體の徵收金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資產税に係る地方團體の徵收金とあわせて納付しなければならない。

4 第一項前段の規定によつて都市計画税に係る固定資產税に係る地方團體の徵收金の納付があつたときは、その納付額から督促手數料及び滞納処分費を控除した額を都市



価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二条中「第四百一十五条规定第一項(第四百十九条第三項の場合を含む。)の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間ににおいて、「とあるのは当該固定資産の価格等の通知を受けた日」と読み替えるものとする。

第九条 昭和三十一年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の四第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、昭和三十年三月三十一日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第五項本文の規定にかかわらず、当該公示に係る人口によるものとする。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十条 新法第四百八十九条第五項及び第六項の規定は、昭和三十一年四月一日以後において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税から適用する。

(軽油引取税に関する規定の適用)

第十二条 新法第七百条の二第一項第二号の規定による元売業者の指定、新法第七百条の十一第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録及び証票の交付、新法第七百条の十五第一項及び第二項の規定による免稅証の交付並びに新法第七百条の二二十五の規定による自治厅職員の質問、検査又は採取は、軽油引取税に関する部分の施行の日前においても行なうことができる。

この場合においては、新法第七百条の十三第一項第一号及び第二

第三百九十九条 第二項及び第三項並びに第五百一十九条の二十六の規定の適用があるものとする。

第十二条 この法律中軽油引取税に関する部分の施行の際、新法第七百四十九条第一項及び第三項並びに第五百一十九条の二十六の規定の適用があるものとする。

百条の十一第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者でない販売業者が一キロリットル以上の軽油を所持している場合においては、当該販売業者が、当該部分の施行の日に、特約業者から軽油引取を行つたものとみなし、新法の規定を適用する。

第十三条 前条の場合においては、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律中軽油引取税に関する部分の施行の日から起算して十五日以内に、前条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油の所持に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該販売業者の事務所に提出し、及びその申告した税額を當該府県に納付しなければならない。

道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分について、三月以内の期間を限つて微収猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴することができる。

六項まで及び第十六条の四第一項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた結果、徴税者が担保を提供する場合及び徴税金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二号）附則第十三条第一項」と、同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三号」第二項」と、同法第十六条の四第四項中「第十六条の二の規定により徴収猶予を受けた者がその徴税猶予を受けた地方団体の徴収猶予を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定により徴収する場合」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三号第二項」と、同法第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同条第六項中「第十六条の二の二」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三号第一項」と読み替えるものとする。

第十五条 前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
(住宅組合法の一部改正)  
第十六条 住宅組合法(大正十年法律第六十六号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第十六条第二項中「第六条」を  
「第六条 第六条ノ一」に改める。  
(農林中央金庫法の一部改正)  
第十七条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次  
のように改正する。  
第七条中「及産業組合法第十条  
ノ五」を「並三産業組合法第六条ノ  
二及第十条ノ五」に改める。  
合衆国軍隊が日本国において所  
は使用する財産又はその移転  
合衆国軍隊の構成員等が合衆國  
勤務又は合衆国軍隊若しくは軍  
等による雇用に因り受ける所得  
合衆国に日本国に居住するため  
ににおいて所有し、若しくは使用  
資若しくは事業を行なうために  
は日本国において登録された無  
く又はこれらの方者相互の間に  
の移転  
契約者が契約者として一時的に  
するための日本国に居住するため  
くは使用する動産(投資若しくは  
ために所有する財産又は日本国  
された無体財産を除く。又はは  
約者は合衆国軍隊、合衆国軍  
しくは軍人用販売機関等への移転  
軍隊の権限のある機関の証明があ  
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の  
び契約者の利用に供するために  
充及び役務の提供

（日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第三条に基づく行 政協定の実施に伴う地方税法特例に関する法律の一部改定）
第十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条第一項に規定する他の利用行為をいう。以下同様。
第三条の表中「宿泊」の下に、その他の利用行為（地主による賃貸借の他）を加え、「又は宿泊する者」を追加する者に、「固定資産税」を課すものとする。
第百十三条第一項に規定する者に、「固定資産税」及び「都市計画税」を課すものとする。
（日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第三条に基づく行 政協定の実施に伴う地方税法特例に関する法律の一部改定）

この間の臨時の合衆国税法に基づく行政(正)を昭和二年六月一日起て施行する。この間に並行して、方税法を「宿税」として、その他の税を「固有税」として、一部を課す。

Digitized by srujanika@gmail.com

合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転	合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関による雇用により受ける所得
合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時に日本国に居住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産へ投資又は日本国において登録された無体財産権を除く。又はこれらの者相互の間ににおける当該動産の移転	合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時に日本国に居住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産へ投資又は日本国において登録された無体財産権を除く。又はこれらの者相互の間ににおける当該動産の移転
契約者が合衆国軍隊として一時に日本国に居住するためにのみ日本国に居住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産へ投資又は日本国において登録された無体財産権を除く。又は当該動産の契約者が、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等及び軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供	契約者が合衆国軍隊として一時に日本国に居住するためにのみ日本国に居住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産へ投資又は日本国において登録された無体財産権を除く。又は当該動産の契約者が、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等及び軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供
合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取	合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取
契約者	契約者
合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	合衆国軍隊又は合衆国軍隊の構成員等及び軍人用販売機関等
取税引	法定外 普通税

に

地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一号。附則第一条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日以後において法人税法第二十九条若しくは第三十一条の規定による更正又は同法第二十四条の規定による修正申告があつたことにより、当該法人の法人税の課税標準が増加し、又は減少したときは、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百六号）附則第二百六十六号）附則第二項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百二号）附則第二項の規定にかかわらず、当該増加し、又は減少した法人税の課税標準を基準として、当該事業税に係る所得及び事業税額を更正することができる。

附則第十五項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げる。附則第十項の次に次の二項を加える。

11 昭和二十九年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前に、おいて新法第三百四十九条の三第六項に規定する船舶による運送業を行つていた法人の事業税については、従前から法人税の課税標準である所得の計算の例によつて、所得の計算が行われていたものとし、新法の規定を適用する。

12 昭和二十九年一月一日の属する事業年度分の事業税については、当該事業税の計算の基礎となつた項目中「第七百四十条第二項の規定」の

の地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第十一項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度以降の事業年度分の事業税から適用する。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正） 第二十一条 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第一百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第四百八十二条（固定資産評価）」を「第四百九条（固定資産評価）」に、第三百八十三条第一項及び第二項（市町村長による価格の決定）を「第四百十条（市町村長による評価）」、第四百十一条第一項及び第二項（市町村長による価格等の決定）を「並びに」と「及び」に改める。

第三十四条中「第三百八十三条第一項」を「第三百八十三条」に改める。

（日本中央競馬会法の一部改正） 第二十二条 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「百分の十一」を「百分の十」に改める。

（日本中央競馬会法の一部改正） 第二十三条 日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律の一部改正

○太田国務大臣 ただいま議題に供されたました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

政府は、明年度において地方財政の再建並びにその健全化をはかることを重要施策の一つといたしてゐるのであります。この方針のもとに、あとう限り自主財源の充実等を期すべく、地方税制の面におきましても、鋭意検討を加えて参りましたところ、昨年十二月地方制度調査会及び臨時税制調査会から明年度地方財政に関連して地方税制改正についての答申がありましたので、その趣旨をも尊重いたしまして、今回の地方税制の改正を企図いたしました。その改正の方針といたしますところは、第一に、非課税範囲を縮小し、租税負担の均衡化をはかりながら増収を期待することとあります。きわめて特別の場合を除けば、一部の人または物等について非課税を認めるとは税制上極力避けるべきであり、特に地方税の場合においては、これまで特この意味におきまして、今回は、地方における自主財源充実の観点から大幅な増収を期待し得るものについて非課税範囲の縮小をはかつたのであります。すなわち、従来固定資産税を課されていなかつた國及び地方団体の所有する固定資産のうち國及び地方団体以外の者が使用しているもの、国有林野の土地、地方団体の所有する発電施設、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産等に対しても固定資産税相当額の負担を求めることが

いたしたのであります。これら固定資産の所有者が、国、地方団体等であることにかんがみ、特に固定資産税相当額の交付金または納付金を固定資産所在の市町村に交付または納付するようになつたし、この制度につきましては、別途国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案として御審議をお願いすることにいたしております。なお、このほか、地方税法自体におきましても、同様の趣旨により日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する固定資産に対する非課税制度を廢止することにいたしました。

方針の第二は、受益者負担の制度を拡張し、施設充実に要する財源を確保することであります。国民の租税負担が一応限界に達しているとされている現在におきまして、さらに施設充実に要する財源を確保するには、その充実した施設によって受益する者に負担を求めるることはやむを得ないことであり、反面その財源は関係の事業に充てることとすることが適當であると考えられますので、この趣旨のもとに目的税制度を拡充しようとするものであります。その一は、道府県税としての軽油引取税、その二は市町村税としての都市計画税の創設であります。

方針の第三は、税務行政の規律を明確化することであります。税務行政の規律を明確にすることによって納税者の納得を得ることができ、またその取扱いに公正が期せられるのであります。今回、不動産取得税における徵収管

等について改正いたそらとしておりま  
すのは、いずれもこの趣旨に基くもの  
であります。

方針の第四は、財源調整の機能を強  
化するための措置をとることであります。  
このたびの改正によりましてかなり  
大幅に自主財源の増強をはかつてい  
るのであります。なお自主財源の不  
十分な地方団体に対しましては、別に  
提案いたしました入場譲与税法の一部  
を改正する法律案によりまして入場譲  
与税制度の持つ財源調整の機能をさら  
に強化し、そこから得られる財源を振  
り向けることとするのもやむを得ない  
ものといたしているのであります。

以上の方針による改正のうち地方税  
法に関するものの内容の概略を御説明  
申し上げます。

第一は、総則に関する事項といたし  
まして、現在個人の道府県民税は原則  
として市町村が市町村民税とあわせて  
賦課徴収することとなっているのであ  
りますが、市町村が徵収した道府県民  
税が過誤納となつた場合、納稅者及び  
市町村の双方の便宜をはかり他の市町  
村税の場合と同じくこれをその納稅者  
の未納の市町村税に充当することがで  
きることとするものであります。特定  
の場合に道府県が個人の道府県民税と  
市町村民税をあわせて徵収した場合に  
おける事例についても同様に取り扱う  
ことといたしております。

第二は、道府県民税及び市町村民税  
に関する事項といたしまして、その地  
方団体内に事務所、事業所を有しない  
が、寮、クラブ等を有する場合に均等  
割を課することができることといたし

たのであります。これによる増収額は三百万円程度であります。また給与所得者のうち年金受給者のごとく特別徴収によることが著しく困難であると認められる事情がある者に対しては、普通徴収の方法によることができるとしていたのであります。

第三は、不動産取得税に関する事項といたしまして、住宅の定義を「人の居住の用に供する家屋または家屋のうち人の居住の用に供する部分」と改めることであります。これによつて併用住宅を建築した場合は常にその住宅部分について百万円の基礎控除の特典が認められることとなるのであります。

第四は、娯楽施設利用税に関するものであります。学生、生徒等のスクール場の利用に対しましてはすべて非課税とすることとしたのであります。これは学校によつてはスクールを正科としているところもありまして、学生については、スクールを娯楽の見地から律するよりも、スポーツの見地から律する方が適当であると考えられるからであります。これによる減収額は三千八百万円程度であります。またパチンコ場等に対する本税の徴収方法について從来の申告納付のほかに道府県の選択により普通徴収の方法によることができるものとしたのであります。

第五は、遊興飲食税に関するものであります。從来遊興飲食税の徴収については発生主義の立場から行為の行われた月の翌月に、その行為にかかる税額をすべて納入することになつていておりましたが、昨年十一月公給領収制度の実施に伴つて特別徴収義務者

は遊興飲食等の行為のあつたときには料金及び税額を受け取るといなにとかわりなく、すべて領収証又は領收証となるべきものを作成することとなりましたので、料金が売掛になつてゐるかあるいは現実に収入になつてゐるかは領収証制度を忠実に履行してゐる限りは明確になつておりますので、その種のものについては売掛部分について三カ月以内の徴収猶予をすることがであります。また、貸し倒れとなつた場合等にはすでに遊興飲食税を立てかえて納入しているときは還付し、いまだ納入されていないときは、納入の義務を免除することとしております。

は、所有権留保付売買があつた場合に課税することができることとしたのであります。最近自動車の月割販売が相当行われてゐるのであります。一切の租税公課は買主が負担する契約をしているにもかかわらず、現行法では販売会社に課税しなければならないこととなり、実際の納税上種々の不便があつたのを是正しようとするものであります。

第七は、固定資産税に関するものであります。日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する全固定資産を非課税の範囲から除くこととし、特に日本放送協会が所有する固定資産を直接その本来の事業の用に供するものに対しても、その公共性にかんがみ課税標準は価格の二分の一、昭和三十一年度においては、激変を避けるため四分の一といたしてます。この改正による増収額は昭和三十一年度八千百万円、平成二十一年度九千五百万円の見込みであります。

第八は、電気ガス税に関するものであります。日本国有鉄道が直接一般交通のための旅客または貨物の運送の費用に供する電気に対しても、電気ガストaxを課さないこととし、一般の地方鉄軌道事業者におけると同様の取扱いといたすのであります。これによる減収額は、昭和三十一年度四億円程度であります。

第九は目的税として軽油引取税を創設しようとしている 것입니다。軽油引取税は、すべての都道府県が課税するものとし、特約業者からの小売人または消費者の軽油の引き取りを課税する

Digitized by srujanika@gmail.com

休とし、納稅義務者はその引き取りを  
行う者としたのであります。徴収は、  
特別徴収の方法によることとして、特  
約業者を特別徴収義務者とし、毎月引  
き渡した軽油の容量を課稅標準とし、  
營業所所在の道府県にその翌月の十五  
日までに申告納入することとしており  
ます。なお代金決済の実態に照し、揮  
油に対する揮發油税及び地方道路税の  
場合は、二月を限つて徴収猶予を認め  
ることとしております。税率は、一キ  
ロリットルにつき六千円であり、揮發  
油に対する揮發油税及び地方道路税の  
合計額一キロリットルにつき一万三千  
円の約半額であります。本税は、目的  
税であることから、道路との関連の有  
無、免税手続の難易等を勘案して免税  
の範囲を定めております。すなわち、  
船舶の主たる推進機関の動力源に供す  
るもの、國が設置管理する航路標識の  
光源に供するもの、鉄道車両または軌  
道車両の主たる推進機関の動力源に供  
するものその他これに類するもの、陶  
磁器の製造工程における焼成用に供す  
るものその他政令で定める事業を營む  
者が政令で定める用途に供するもの、  
農業及び林業用の機械のうち政令で定  
めるものの動力源に供するもの、輸出  
するもの等については免税措置を講じて  
ております。本税の稅收入は、その徴  
収に要した費用に充てた残額は、すべ  
て地方道路譲与稅の場合と同様に道路  
に關する費用に充てるものとされるの  
であります。なお、五大市の長がその  
区域内の国道及び府県道の管理責任者  
とされておりますので、区大市所在の  
府県は、その徴収した軽油引取稅を道  
路の面積を基準として五大市に交付す  
ることとし、五大市はその交付された

類を道路に關する費用に充てなければならぬこととしております。本税の収入額は、昭和三十一年度二十四億五千四百万円、平年度三十七億九千六百五十万円の見込みであります。

第十は、同様に目的税として都市計画税を設けようとすることであります。市町村は、都市計画事業に要する財源に充てるため、都市計画税を課すことができるものとして、いますので、譲るかいなかは市町村の任意であります。この税は、都市計画区域として決定された区域の全部または一部の区域で市町村の条例で定めるものの中に所在する土地及び家屋に対して課することとし、課税標準は固定資産税格とし、税率は百分の〇・二をこえることといたしてあります。徴収については、固定資産税とあわせて行うことにより手続の煩雑化を来たさないよう配慮いたしております。目的税でありますので、収入は全般に要する費用に充てなければならぬものとしております。税収入額は昭和三十一年度三十億三千九百万円、平年度三十四億三千七百万円と見込んでおります。

以上のほかなお次のような点についての改正をいたしております。

その一は、自動車損害賠償責任保険にかかる収入金額を正味収入保険料の百分の十とすることです。同保険が強制保険であることと、その付加保険料の割合が低いことにかんがみて、現在の百分の三十五を引き下げ

よる減収額は七百万円程度であります。その二は、外航船舶を運航する法人の事業税の課税標準である所得の算定について特例措置を定めることであります。御承知のように海運業に対しましては、収入金額を課税標準として課税しておりましたのを、昭和二十九年四月一日以後所得を課税標準とし、その所得の計算は法人税の計算の例によつて算定することに改めたものであります。が、その際、法人税の所得の計算上損金とすることを認められる減価償却額のうち、いまだ損金経理の行われていないわゆる減価償却不足額の莫大なるものをかかえており、それは、所得を課税標準とすることになつても、事業税においては当然にただちには損金として繰り越されないため、自來法人税と事業税との間に所得の計算が異なることとなつたのであります。のこと自体はただに税務行政上その所得計算を二重にしなければならないばかりでなく、そもそも海運業のわが国經濟に占める特殊な地位にかんがみ、国策として海運業を助長している際でもありますので、法人税における場合と同様の取扱いをすることによって、所得課税に切りかえた時期における減価償却不足額の損金としての繰り越しを認めることとし、また欠損金の取扱いについても減価償却不足額の取扱いとの均衡をとるため、同様に法人税について認められる損金としての繰り越しは認めることとして、税額の算定の簡易化をはかることにいたしました。

療養給付費の増大に伴い、課税限度額を現行の三万円から五万円に引き上げることであります。

その四は、軽油引取税及び都市計画税の創設に伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部を改正して、軽油引取税にあっては合衆国軍隊等が軍隊等の用に及ぶ国際連合の軍隊等が軍隊等の用に供する軽油の引取、都市計画税にあっては軍隊等の所有するものに対してもは課税しないこととしております。

以上御説明申し上げました地方税法の改正案による昭和三十一年度の增收見込額は、入場譲与税、国有資産等所在市町村交付金及び納付金を含めて百二十億三千九百万円、平年度百八十三億八千四百万円の見込みであります。

以上をもって今回提案いたしました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概略の説明を終るところであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

○大矢委員長 これにて説明は終りました。

本日はこの程度にいたし、質疑は後日に行なうことといたします。

○大矢委員長 次に、地方財政の実情及び町村合併の促進状況について実情調査のために、さきに委員の派遣を行いましたので、この報告を派遣委員より聴取することといたします。

九州方面を森清君から報告願います。

○森(清)委員 本委員会の九州班の国政調査の結果を私が代表して御報告申しあげます。

今回の調査は、第一に地方財政の態、第二に町村合併の進捗、第三に方の行政、財政及び税制の改善に関する三つの項目について行なつたものあります。調査の対象は福岡、佐賀兩県であります。兩県を選んだのは、前者は九州の産業経済を代表する県であり、後者は九州における最大赤字県であり、それぞれ異なる特徴があるからであります。われわれが田、川村、加賀田、森の四委員は円満専門員及び直江調査主事補を伴って、一月十五日東京を出発し、十六日から十九日までの四日間にわたって、福岡県では県庁のほかに福岡市、田川市、鞍手町、前原町及び太宰府町を、佐賀県では県庁のほかに伊万里市及び佐賀市について調査いたしました。なおお島賀県では大坪、井手及び八木の三議員が参加されました。

また赤字の内容を見ると、消費的経費も投資的経費も二十八年度になつて急激に増加しており、前者においては、人件費が二十八年及び二十九年に著しく増加し、後者においては災害復旧事業費が二倍半の激増であり、そのほとんどが補助事業費であり、これに伴つて普通建設事業費も激増を見てゐるのであります。なお一般財源が逐年減少の傾向にあることは注目すべき

なお注意すべきは、朝鮮事変のブームにより福岡県は富裕であつたのであります。が、蓄積を今日まで食いつぶして来たのであって、実際の赤字はもつと大きいのであり、その貯蓄分も尽きてきたので、今日その赤字が表面に現われてきたということであります。

修制度も共通にし、労働三法は地方公務員についても適用せず、退職年金制度は国家公務員等と在職年数を通算し、災害補償制度を改善し、教育委員会及び公平委員会を廃止する等の意見がありました。

け単年度の赤字となるので、これに二十九年度の赤字八億九千万円を加えれば、昭和三十年度末において十五億円の赤字が予想されるという容易ならざる状態であります。

以上は困難であると思われるのあります。入場税の国税移管のこときは、地方財政の不均衡を是正して、財政充実に資するためのものであるにもかかわらず、人口割で戻されるために佐賀県ではかえって八千万円程度減額するという矛盾があるのであります。

要するに本県は農業県であつて、県民は相当裕福であるにもかかわらず大企業が存在しないために歳入が少ないのです。また大産業の一つである炭

参った當時では、進捗率が九二%に上つていましたから、きわめてよい成績であると印さねばなりません。

なお福岡市、田川市、鞍手町、前原町及び大宰府町の合併市町村につきその財政その他の状況を調査したが、赤字については、合併前には決算上赤字でなかつたものが、合併後に赤字になつたのは、剩余金皆無でかえつて赤字を持ち寄つたこと、仕越し工事に対する国庫補助の未収、旧借入金の負担、引き継ぎ職員、議員及び各種委員の負担、退職手当等によるものであるが、これは全国的に多少とも共通した問題であると思います。

次に地方の行政、財政及び税制の改善に関しては、行政上、国の事務が他方に押しつけられているのを整理し、財政上自主税源を与えることであり、税制上県民税及び事業税の非課税規定を整理縮小し、納期後における県民税の徴収方法を合理化し、不動産取得税の税率を百分の五程度に引き上げ、遊興飲食税の基礎控除及び免税点制度を廃止して税率を軽減すること等が要望されました。また行政上の改善の一翼として、地方公務員制度を原則として国家公務員制度と同様とし、職員の研

赤字の代表原とされているのであります。佐賀県の昭和二十九年度の決算総額では二億五千五百万円の赤字であるが、これは三十年度歳入予算を前食いし、繰り上げ充用金によつて収支のつじつまを合せたものであつて、この赤字額に事業繰越分の二億一千一百万円と支払い繰り延べ分の四億二千四百万円とを加算した合計額八億九千万円が実質上の赤字をなしてゐるのであります。もちろんこれは人件費、事業費及び一般行政費の節減と行政の能率化、出先機関の統廃合を行い、かつ歳入面の增收をはかつて約三億円程度の予算縮減をはかつた上で、なおかつ生じた赤字であります。従つて三十年度の予算は健全財政の建前で編成されたが、歳入規模が慘たんたる状態でありますので、期末勘定手当の全額を未計上とし、恩給費、失業対策費、公債償還費等の義務的経費及び公共事業費はその一部を計上し、単独事業と補助事業をほんと全部未計上とすることによって幸うじて収支の均衡を得たくらいでありますから、一月以降の支払い分その他に關する追加予算六億円に対しても、追加財源は皆無であるからこれだ

類似県の五九%に比して高いが、それだけ自主財源が少ないのみならず、その伸びがよくないことを示しておき、県の一般財源が伸びない程度と赤字額とは大体同額であつて、一般財源で義務的経常経費がまかない得なくなつたことが、赤字の根本的原因をなしているのであります。そのため公債が増額することとなり、従つて公債償還をどうするかが、赤字克服の中心問題となつてくるのであります。二十九年度の決算では公債費が三億六千百七十五万三千円であつて、四・五五%を占め、類似県の三・六五%に比べ、はるかに負担が大きいのであり、この償還は県独自の財源ではどうすることもできないものであつて、国の財源の付与を要望しているのであります。

鉱業は不況のためにかえって失業問題に悩むという状態であります。しかも金融上では預貯金の約半額は農漁協同組合に入れられるために、一般金融がまことに窮屈であり、起債も不消化となるので政府資金が要望されてゐるのであります。なお財政困難を来たす特異な原因として、地盤軟弱のため道路、橋梁及び海岸堤防等の経費が多く、鉱害復旧費、医療扶助費、失業対策事業費、生活保護費、結核予防費等が多額であるといふこともあります。

次に町村合併の進捗状況は昭和二十八年十月に二市百二十町村であつたものが、今年一月一日現在で七市五十四町村となり、差引六十六町村の減少を見ており、國の基本計画に対し八八%の進捗率を示しているが、これは育成の不徹底もあるが、首長及び議員の多くが改選後日浅く公約抱負の実施や、任期に対して執着があること、基本財産の処置についての利害関係や、山間部の合併効果に危惧があること、合併上一部分村となるも、伝統に対し愛着があること等のためであります。これに対し合併市町村の育成について確固たる措置がなされねばならないと考えられます。

特に伊万里市と佐賀市については、市の当局及び議員等より聽取あるいは

なお注意すべきは、朝鮮事変のブームにより福岡県は富裕であったのですが、蓄積を今日まで食いつぶして来たのであって、実際の赤字はもつと大きいのであり、その貯蓄分も尽きてきたので、今日その赤字が表面に現われてきたということあります。

次に町村合併の状況は、三十年十一月一日現在で百四十カ町村が減少して七市四十一カ町村となり、合併進捗率は八九%であるが、われわれ調査に参った當時では、進捗率が九二%に上つてしましましたから、きわめてよい成績であると申されねばなりません。

なお福岡市、田川市、鞍手町、前原町及び大宰府町の合併市町村につきその財政その他の状況を調査したが、赤字については、合併前には決算上赤字でなかつたものが、合併後に赤字になつたのは、剩余金皆無でかえつて赤字を持ち寄つたこと、仕越し工事に対する国庫補助の未収、旧借入金の負担、引き継ぎ職員、議員及び各種委員の負担、退職手当等によるものであるが、これは全国的に多少とも共通した問題であると思います。

次に地方の行政、財政及び税制の改善に関する問題では、行政上、国の事務が他方に押しつけられているのを整理し、財政上自主税源を与えることであり、税制上県民税及び事業税の非課税規定を整理縮小し、納期後における県民税の徴収方法を合理化し、不動産取得税の税率を百分の五程度に引き上げ、遊興飲食税の基礎控除及び免税点制度を廃止して税率を軽減すること等が必要とされました。また行政上の改善の一翼として、地方公務員制度を原則として国家公務員制度と同様とし、職員の研

務員についても適用せず、退職年金制度は国家公務員等と在職年数を通算し、災害補償制度を改善し、教育委員会及び公平委員会を廃止する等の意見がありました。

次に佐賀県は九州における赤字県としては自治府調査の昭和二十九年度決算によれば、鹿児島県の十億一千七百万円に次ぎ八億九千九百万円であつて第二位であるが、その財政構造のよくない点においては、九州地方における赤字の代表県とされているのであります。佐賀県の昭和二十九年度の決算総額では二億五千五百万円の赤字ですが、これは三十年度歳入予算を前食いし、繰り上げ充用金によって收支のつじつまと合せたものであつて、この赤字額に事業繰越分の二億一千一百万円と支払い繰り延べ分の四億二千四百万円とを加算した合計額八億九千万円が実質上の赤字をなしているのであります。もちろんこれは人件費、事業費及び一般行政費の節減と行政の能率化、出先機関の統合を行い、かつ歳入面の増収をはかつて約三億円程度の予算は健全財政の建前で編成されたが、歳入規模が慘たんたる状態でありますので、期末勘定手当の全額を未計上とし、恩給費、失業対策費、公債償還費等の義務的経費及び公共事業費はその一部を計上し、単独事業と補助事業をほとんど全部未計上とすることによって辛うじて收支の均衡を得たくらいでありますから、一月以降の支払い分その他に関する追加予算六億円に対しても、追加財源は皆無であるからこれだけ

け単年度の赤字となるので、これに二十九年度の赤字八億九千万円を加えれば、昭和三十年度末において十五億円の赤字が予想されるという容易ならざる状態であります。

佐賀県が赤字を出したのは昭和二十七年度からであり、飛躍的に激増したのは二十九年度であるが、これは災害が大きな原因をなしており、以後減退を見ないのであります。その内容を見るに、国庫依存度は六二%であって、類似県の五九%に比して高いが、それだけ自主財源が少ないのみならず、その伸びがよくないことを示しておし、県の一般財源が伸びない程度と赤字額とは大体同額であつて、一般財源で義務的経常経費がまかない得なくなつたことが、赤字の根本的原因をなしているのであります。そのため公債が増額することとなり、従つて公債償還をどうするかが、赤字克服の中心問題となつてくるのであります。二十九年度の決算では公債費が二億六千百七十五万三千円であつて、四・五五%を占め、類似県の三・六五%に比し、はるかに負担が大きいのであり、この償還は県独自の財源ではどうすることもできないものであつて、国の財源の付与を要望しているのであります。

以上は困難であると思われるのあります。入場税の国税移管のことときは、地方財政の不均衡を是正して、財政充実に資するためのものであるにもかかわらず、人口割で辰されるために佐賀県ではかえって八千万円程度減額するという矛盾があるのであります。

要するに本県は農業県であつて、県民は相当裕福であるにもかかわらず大企業が存在しないために歳入が少ないのであり、また大産業の一つである炭鉱業は不況のためにかえって失業問題に悩むという状態であります。しかも金融上では預貯金の約半額は農漁協同組合に入れられるために、一般金融がまことに窮屈であり、起債も不消化となるので政府資金を希望されているのあります。なお財政困難を来たす特異な原因として、地盤軟弱のため道路、橋梁及び海岸堤防等の経費が多く、鉱害復旧費、医療扶助費、失業対策事業費、生活保護費、結核予防費等が多額であることがあります。

次に町村合併の進捗状況は昭和二十九年十月に二市百二十町村であったものが、今年一月一日現在で七市五十四町村となり、差引六十六町村の減少を見ており、國の基本計画に対しても八八%の進捗率を示しているが、これは育成の不徹底もあるが、首長及び議員の多くが改選後日浅く公約抱負の実施や、任期に対して執着があること、基本財産の処置についての利害関係や、山間部の合併効果に危惧があること、合併上一部分村となるも、伝統に対し愛着があること等のためであります。これに対し合併市町村の育成について確固たる措置がなされねばならないと考えられます。

特に伊万里市と佐賀市については、市の当局及び議員等より聽取あるいは

懇談をしたのであります。伊万里市は合併前に黒字であった町村が、合併によって四千万円の赤字を持ち込んだことが、昭和二十一年度決算で六千七百万円の赤字を生じた根本原因であります。これは合併町村が財産処分等がつて行なつたからであつて、これは全国的にしばしば見られるところと同様であります。しかし伊万里市は自ら再建六ヵ年計画で赤字を解消する方針であり、また炭鉱業界の不況とデフレ経済に伴う特異事情があるけれども、合併後は佐賀県全面積の十分の一を占め優秀なる港湾を擁し、大工場の誘致等、将来有望なる市であるから、赤字を克服して発展を見ることは、そらく年月を要しないであろうと思われたのであります。

佐賀市も合併のため三千九百六十四万円の赤字を持ち込まれており、また

昭和二十五年度の地方行政財政制度の改革によつて、逆に一千九百四十五万五千円の赤字を生み、上水道及び学校の施設費が増加した等の理由によつて、一億一千七百十八万円の赤字総額となつております。

次に改善に関する意見としては、佐賀県は財政上では交付税及びたばこ消費税の増額、受益者負担制度の拡充、公債費に対する財源措置、起債の適正化をはかつて、償還期限の延長、金利引き下げ、地方債の政府引き受けが望んでおり、行政上は各種行政委員会制度の改廃及び整理統合による縮小、公務員の俸給基準の改正と停年制の設置を希望しており、税制では県民税、

不動産取得税及びたばこ消費税の税率引き上げ、遊興飲食税の改正等を要求しております。また合併新町村の育成には、その立法化と国庫の補助を要望しております。

佐賀市及び伊万里市も県の要望と同様であるが、なお地方税法の改正は国と、消防施設の新設、都市計画税の復活等が要望されており、教育委員会及び公平委員会の廃止はいすこにおいても同様に要望され、特に各種委員会の公選制の廃止が要望されているのは注意すべきであります。

また合併市町村の育成には、同じくその育成法の制定と、地方交付税の特例の延期が要望されております。なお、合併促進法に規定されている国有

林の払い下げの急速なる実現を強く要望されたのであります。

これを要するに、今回の国政調査において、地方財政窮屈の問題は全国的に押しつけられているものでないことを、地方の自主財源のきわめて少いこと、特に産業の發展していない農業県において財政がきわめて困難になつてゐること等が看取されるのであります。もちろんこれ以外に各都道府県特異の事情のあることは申しまでもあります。もちろんこれが、九州地方において今まであることは前述の通りであります。ことに九州において化部が工業地

域であり、中南部が農業地域であるといふことが、各県の経済力の懸隔をはなはだしからしめるものであるから、むしろ九州を打つて一丸とする道州制を望しておる、行政上は各種行政委員会制度の改廃及び整理統合による縮小、公務員の俸給基準の改正と停年制の設置を希望しており、税制では県民税、

不動産取得税及びたばこ消費税の税率引き上げ、遊興飲食税の改正等を要求しております。また合併新町村の育成には、その立法化と国庫の補助を要望しております。佐賀市及び伊万里市も県の要望と同様であるが、なお地方税法の改正は国と、消防施設の新設、都市計画税の復活等が要望されており、教育委員会及び公平委員会の廃止はいすこにおいても同様に要望され、特に各種委員会の公選制の廃止が要望されているのは注意すべきであります。

また合併市町村の育成には、同じくその育成法の制定と、地方交付税の特例の延期が要望されております。なお、合併促進法に規定されている国有

林の払い下げの急速なる実現を強く要望されたのであります。

これを要するに、今回の国政調査において、地方財政窮屈の問題は全国的に押しつけられているものでないことを、地方の自主財源のきわめて少いことを、特に産業の發展していない農業県において財政がきわめて困難になつてゐること等が看取されるのであります。もちろんこれが、九州地方において今まであることは前述の通りであります。ことに九州において化部が工業地

ただ残り未合併町村には各種の合併  
障害があり、またすでに合併しながら  
分村問題を起しているところが、宮城  
県で十二件もあるようあります。

なお合併に関して、いろいろな意見  
や要望があつたのでありますが、要す  
るに促進法の有効期限後、すなわち本  
年十月以降における未合併町村に対する

措置及び新町村育成について、いか  
なる方策を講ずるか、国の基本的態度  
を早く決定してほしいということであ  
り、特に合併町村の新町村建設計画に  
ついては、各省庁を初め政府諸機関  
が、その実施に積極的に協力するよう  
統一態勢を整え、新年度からすみやか  
に事業の実施に着手できるようしてほ  
しいということでありました。

右のほか広く地方行財稅制一般につ  
いても、多くの意見や要望を聽取して  
きたのであります。すべてここには  
省略し、別な資料や最初申し上げた概  
要報告についてごらんを願うこととして  
はなはだ簡単ですがこれを  
もつて御報告にかえます。

○五島委員

後藤財政部長に資料の要

求をお願いしたいと思うのですが、さ  
きの補正予算における交付金の各都道  
府県配分の明細、同じく特別交付金の  
各都道府県に対する配分の明細書があ  
れば、以上二つを資料にして御提出願  
いたいと思います。

○中井委員

三十年度の交付税がき  
まつたと思いますから、府県の一般交  
付税、特別交付税の比率、大都市と

か、二十万くらいとか、十万程度、五  
万程度といふのに分けていただきまし  
て、この次の委員会までに一つ資料を  
お願いしたい。市町村の特別交付税は  
きまつておらぬようですから、きまら

ないものはきまらないままでけつこう  
ですからお願ひいたします。

○後藤政府委員 普通交付税と年末の  
交付金と特別交付金、それから特別交  
付税の三つに分けてですか。

○中井委員 三つに分けてやつて下さ  
い。

○大矢委員長 それでは本日はこの程  
度にして、次会は公報をもつてお知ら  
せいたします。

午後三時五分散会  
これにて散会いたします。

昭和三十一年二月二十五日印刷

昭和三十一年二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局